

受付印



# 住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

申告者（納税義務者）の住所

申告者（納税義務者）の氏名又は名称

電話

— —

住宅の耐震改修工事が完了したので、南魚沼市税条例附則第9条の3第6項の規定に基づき、地方税法附則第15条の9第1項の規定による減額について、次のとおり申告します。

耐震改修をした家屋	家屋の所在地	南魚沼市		
	家屋番号		種類	
	構造		床面積	m <sup>2</sup>
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	耐震改修工事に要した費用の額	円		
	耐震改修工事の完了年月日	年 月 日		

上記の家屋と一体となる家屋	所有者の住所	南魚沼市		
	所有者の氏名又は名称			
	家屋の所在地	南魚沼市 (家屋番号： )		
	種類		床面積	m <sup>2</sup>
	構造		建築年月日	年 月 日
	家屋の所在地	南魚沼市 (家屋番号： )		
	種類		床面積	m <sup>2</sup>
	構造		建築年月日	年 月 日

添付書類

- 耐震基準適合証明書（地方税法施行規則附則第7条第6項の規定によるもの）
- 耐震改修に要した費用が確認できる書類（工事明細書及び領収書の写し等）
- 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合は、3ヶ月以内に提出することができなかつた理由を記した書類

## 住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例

### 1. 制度の概要

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在していた住宅で、現行の建築基準法に基づく耐震基準に適合する一定の改修工事を行って市町村へ申告した場合、要件を満たしていれば、次の期間、対象となる部分の固定資産税について 1/2 が減額になる。

- (1) H22. 1. 1～H24. 12. 31 の間に耐震改修完了⇒翌年から 2 年度分
- (2) H25. 1. 1～R06. 12. 31 の間に耐震改修完了⇒翌年度分

### 2. 対象区域

限定なし。

### 3. 既存住宅の要件

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在していた住宅であること。

### 4. 耐震改修の要件

次の要件をすべて満たす工事であること。

- ① 行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- ② 震改修の費用の額が 50 万円以上であること。ただし、耐震診断料、見積り手数料は含まない。
- ③ 住宅の一部を耐震改修した場合は、当該住宅全体で耐震基準を満たすこと。

### 5. 減額の対象

- ①耐震改修を行った住宅全体の床面積が 120 m<sup>2</sup>以内である場合はその全面積、床面積が 120 m<sup>2</sup>を超える場合は、120 m<sup>2</sup>に相当する部分が対象となる。
- ②併用住宅の場合は、居住部分のみ(120 m<sup>2</sup>が限度)を対象とする。ただし、居住部分の床面積がその家屋全体の床面積の 1/2 以上であるものでなければ対象とならない。

### 6. 納税者からの申告

減額を受けようとする納税義務者は、工事完了後 3 ヶ月以内に「耐震基準適合証明書」を添付して市町村に申告しなければならない。(期限について、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない)

### 7. 耐震基準適合証明書

地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行したもの。